

令和2年度日本学生支援機構奨学金 在学採用(二次採用)の申請について

日本学生支援機構給付型奨学金及び第二種貸与奨学金の在学採用(二次採用)を以下の日程で実施します。申請を希望する学生は書類をそろえて対応の支援室へ提出してください。

○申請書類は大学ホームページに掲載しています。

<https://www.tsukuba.ac.jp/campuslife/jasso.html>

○奨学金種別

給付奨学金(学群生)

第二種貸与奨学金(学群生・大学院生)

※以前給付奨学金に申請し、不採用になった学生も申請可能です。

※在学採用(二次採用)では第一種貸与奨学金の申請はありません。

○申請書類の提出期限

2020年9月18日(金)【必着】

申請書類に不備がないことを確認した後、スカラネットの入力に必要なID・パスワードを送りますので
2020年9月28日(月)までに入力して下さい。

○提出方法

対応の支援室学生支援あて、簡易書留で**郵送**してください。
封筒に「奨学金書類在中」と記入してください。

※給付奨学金の申請者は9月末に受付開始予定の授業料免除も併せて申請する必要があります。

2020年9月3日
学生部学生生活課

給付型奨学金の申込みをしたものの、認定を受けられなかった方へ

Q 日本学生支援機構に給付型奨学金の申込みをしましたが、認定を受けることができませんでした（不採用となりました）。もう今後はずっと、本制度による支援を受けることはできないのでしょうか？


A 一度、申し込んで認定を受けられなかった人であっても、その後の在学採用で、また申し込むことができます。

毎年6月頃に住民税情報が更新されるので、例えば、高校生のときの予約採用や、大学等に入学した4月に申し込んで不採用だった人でも、秋に申し込めば採用される可能性があります。

2020年4月の申込みでは2018年の所得に基づく住民税情報、2020年秋の申込みでは2019年の所得に基づく住民税情報により判定されます。

（対象になれば、授業料減免も併せて受けられます。）


例えば・・・



50歳 50歳 18歳 15歳

2018年中の世帯収入400万円で
2019年の予約採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たしません



51歳 51歳 19歳 16歳

2019年中の世帯収入370万円で
2020年秋の在学採用で申込み

給付型奨学金の
家計基準を満たします

次の年に状況が
変わっていれば・・・



（住民税情報は
2020年6月頃に更新）



これは、給付奨学金の判定のために確認する住民税の情報（収入の情報）が前年のものであり、それを確認できるようになるのが夏以降だからです。

今後も、状況が変化していたら、次の年の秋に申し込めば対象になるかもしれません。

詳しい基準は
「**進学資金シミュレーター**」
で確認してみましょう！



※ 上記は4人世帯の場合の一例です。基準を満たすこととなる年収の金額は、世帯の構成や年齢等によって変わります。